

(この資料は全部お読みいただいて120秒です)

## 100%子会社の整理・再建等

100%子会社の整理・再建等に係る主な論点についてまとめました。

### ① 子会社株式消滅損の損金不算入\_法61条の2第17項、令8条1項22号

完全支配関係のある子会社の残余財産の分配があった場合には子会社株式の帳簿価格を譲渡対価とみなすこととなり、その子会社株式に係る消滅損(益)の計上は認められません。

当該消滅損(益)については資本金等の額の増加又は減少となります。

会計処理	税務処理
株式消滅損 ×× / B社株式 ××	<u>資本金等の額</u> ×× / B社株式 ××

### ② 債権放棄・債務免除

合理的な再建計画に基づく経済的利益の供与(法基通9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)、9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等))に該当しない場合、支援者の寄付金を全額損金の額に算入しないこととされます。

法基通9-4-1、9-4-2に該当	法基通9-4-1、9-4-2に該当しない
<P社> 支援損 ×× / 貸付金 ×× ↓ <u>損金算入</u>	<P社> (法37条2項) 支援損 ×× / 貸付金 ×× ↓ <u>寄付金として全額損金不算入</u>
<S社> 借入金 ×× / 受贈益 ×× ↓ <u>益金算入</u>	<S社> (法25条の2第1項) 借入金 ×× / 受贈益 ×× ↓ <u>全額益金不算入</u>

### ③ 繰越欠損金の引継ぎ

内容	完全支配関係のある子会社の残余財産が確定した場合、その確定日の翌日前10年以内に確定した各事業年度において生じた未処理欠損金額は、欠損金額を親会社に引継ぎ可(平成29年3月31日以前終了事業年度で生じた欠損金額は「10年以内」とあるのは「9年以内」)(法57条第2項)
引継要件	支配関係が生じてから5年など適格合併と同様の引継要件(設立から支配関係ある場合は制限なし)(法57条第3項)

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>